

パブリックコメントの実施状況について

○実施期間：令和6年9月4日（水）～9月24日（火）

○意見及び提案者数：4人

○意見及び提案件数：7件

No	項目またはページ数	意見の内容	意見等に対する本市の考え方
1	事業者の責務（第5条）	事業廃止の時の適正な回復だけでなく、事業を始める上で立木の伐採を行った場合、復元や同等の量を植樹するよう定めて欲しい。場所の広さなどから必要量の植樹が難しい場合は街路樹として、街中へ植樹し「街いぐね」を作る。街の緑地を増やして街の気温を下げる。涼しく、緑の多い街づくりをすることで、移住者へのアピールにもなると思われる。	ご提言として承ります。なお、1ヘクタール(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール)の面積を超えて森林を開発する場合には、森林法に基づく林地開発許可が必要となり、残置し又は造成する森林又は緑地である残置森林等に関する基準が適用されます。
2	適用を受ける事業（第7条関係）	運転開始後（運転中）の地熱発電所において既存井の代替として新たな生産井の掘削を行う場合で、許可出力の増加（使用する蒸気量の増加）がない場合は、対象事業から除外されるケースと理解してよいでしょうか。	新たに温泉法の掘削許可を要する行為については、対象事業とするものです。なお、当該行為の事前協議等に当たっては、過度の負担とならないよう規則において届出書類の省略等について検討します。
3	事前協議等（第10条関係）	地熱発電について説明の対象範囲は検討中と理解しました。検討にあたり、事業者が他法令等に基づき適切な地元合意形成を図っていると判断される場合（例えば、環境省通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」に基づき地域協議会を実施している、関係源泉所有者を対象とした説明会を実施している等）は、その対応をもって説明会とみなすことができる規定となるよう検討いただきたく存じます。	協議会等の設立により、地域関係者への説明や合意形成の場が確保されると認められる場合には、実質的に条例の趣旨に基づくものとして取り扱うことを規則において検討します。

No	項目またはページ数	意見の内容	意見等に対する本市の考え方
4	事前協議等（第10条関係）	<p>住民説明会で、住民の同意を得ること。を明記すること。</p> <p>そして、その流れをフローチャートで、分かりやすく明記すること。</p> <p>その住民の範囲が、曖昧なので、そこの所に、掘削によって、生活や商業活動に影響が及ぶと思われる住民も説明会に参加してもいいと思います。</p>	<p>（前段）住民の同意については、事業者の財産権との関係上、慎重に検討を要するものと考えます。なお、条例第10条第5項において、対象住民等から事業者に対し意見を申し出ができること、及び同条第7項において、事業者への説明努力を規定しています。</p> <p>（中段）手続きのフローチャートについて、ガイドラインに盛り込む等の対応を検討します。</p> <p>（後段）規則において、地熱発電の特性を考慮した、説明会の対象範囲について検討します。</p>
5	地熱発電事業（第4章関係）	<p>地熱発電を設置する場合、環境負荷や税金の負担を考え業務スーパー創業者沼田昭二氏が開発しているような低価格の発電システムを取り入れて欲しい。</p>	<p>ご提言として承ります。</p>
6	保証金の預入及び質権設定等（第14条関係）	<p>条例案第14条第1項に規定する保証金の預入、及び、第3項に規定する当該保証金への質権設定に関して、第1項1号及び2号に加えて、再エネ特措法第9条第4項の認定要件と同等の要件を満たす事業（以下、「準ずる事業」といいます）についても、対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>その理由は、準ずる事業は、資源エネルギー庁が定める廃棄費用積立ガイドラインに示されているとおり、資金確保の蓋然性について、専門的知識を有する第三者により担保することが可能だからです。</p> <p>この枠組みを設けることにより、廃棄費用等が確保できないという懸念を払拭することと、民間事業者による発電事業実施を著しく妨げないことの両立を図ることが可能になると考えます。</p>	<p>再エネ特措法に基づく廃棄等費用の積立と、同等の資金確保及びその用途が担保されている場合には、改正条例第14条第1項第3号「その他市長が認める事由がある場合」の適用が可能と考えます。</p>

No	項目またはページ数	意見の内容	意見等に対する本市の考え方
7	全般	<p>今後再生可能エネルギーをますます取り入れて行くにあたり、マイクロ水力発電（名取市で取り入れていると聞きました）やバーチャルメガソーラーを是非採用してほしい。また、前述した通り街中の緑をもっと増やして、涼しい街にすれば、勝浦市の様にアピールでき、街中いぐねとして大崎耕土の新しい形が生まれるのではないかと考える。</p>	<p>ご提言として承ります。</p>